

新型コロナウイルスの影響により、緊急に資金が必要な中小企業者様へ

給付金を交付します！

～横瀬町中小企業者緊急給付金～

国が実施する「持続化給付金」の対象にならないものの、
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ給付金を交付します。

受付期間 令和2年4月30日～令和3年1月31日まで

交付金額 10万円(一律)

対象 横瀬町内に店舗、工場または事業所(法人の場合は本社)を有する
中小企業者

交付要件

- ・申請月の前月の月間売上高等が前年同月比で20%以上50%未満の減少をしていること。
- ・申請時点で国が実施する持続化給付金の交付要件を満たしていないこと。

※前年売上高等のない創業者の方の特例もあります。

申請書類 (共通)

- ・横瀬町中小企業者緊急給付金交付申請書(兼請求書)

(法人の方)

- ・直近の確定申告書類(写)
- ・対象月の月間事業収入が分かる書類(月別売上高表、帳簿等)

(個人事業主の方)

- ・2019年度確定申告書類(写)
- ・対象月の月間事業収入が分かる書類(月別売上高表、帳簿等)
- ・身分証明書(写)

持続化給付金(国)、休業補償(埼玉県)などの申請について

相談受付中！

お気軽に下記までお問い合わせください

お問い合わせ先

横瀬町役場振興課(横瀬町大字横瀬4545番地)

電話：0494-25-0114 Fax：0494-23-9349 E-mail shinkou@town.yokoze.saitama.jp